

履歴事項全部証明書

東京都新宿区西早稲田一丁目6番1号早稲田大学社会科学総合学術院
一般社団法人アジア環境資源経済学会

会社法人等番号	1300-05-012122	
名称	一般社団法人アジア環境資源経済学会	
主たる事務所	東京都新宿区西早稲田一丁目6番1号早稲田大学社会科学総合学術院	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成22年4月9日	
目的等	<p>目的 当法人は、議論と研究の自由に寄与し、あらゆる個人・団体・政治哲学ないし研究方法に関する特定の主義や党派に偏った立場を回避するよう努めつつ、アジアの環境及び自然資源の経済学と管理に関する学際的な性格を持つアイデアの交換と研究、その他専門的活動の促進に寄与することを目的とする。当法人は、上記の目的を遂行するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究会や学術講演会・シンポジウムの開催 (2) 学会誌、学術図書、ニュースレターの発行 (3) 研究及び調査の実施 (4) 会員の専門的活動の促進 (5) 研究及び調査の受託 (6) その他当法人の目的を達成するための必要な事業 	
役員に関する事項	<p>オーストラリア首都特別地域ウェストン地区グルーナー通り20番地 代表理事 ブディ・レソスダルモ</p> <p>東京都世田谷区北沢二丁目40番26号 代表理事 赤尾健一</p> <p>理事 ブディ・レソスダルモ</p> <p>理事 張世秋</p> <p>理事 葛察忠</p>	<p>令和3年8月20日就任</p> <p>-----</p> <p>令和3年8月20日就任</p> <p>-----</p> <p>令和3年8月20日重任</p> <p>-----</p> <p>令和3年8月20日重任</p> <p>-----</p> <p>令和3年8月20日重任</p> <p>-----</p>

東京都新宿区西早稲田一丁目6番1号早稲田大学社会科学総合学術院
一般社団法人アジア環境資源経済学会

理事	吳 健	令和 3年 8月20日重任
理事	ジョン・ホ・ホン	令和 3年 8月20日重任
理事	アブドゥル・ラヒム・アブド ウル・サマッド	令和 3年 8月20日重任
理事	李 秀 澈	令和 3年 8月20日重任
理事	有 村 俊 秀	令和 3年 8月20日重任
理事	劉 哲 良	令和 3年 8月20日重任
理事	オラパン・スリサワラック	令和 3年 8月20日重任
理事	赤 尾 健 一	令和 3年 8月20日就任
理事	堀 江 哲 也	令和 3年 8月20日就任
理事	吳 炯 娜	令和 3年 8月20日就任
理事	林 師 模	令和 3年 8月20日就任
理事	胡 均 立	令和 3年 8月20日就任
監事	靳 雅 娜	令和 3年 8月20日就任

東京都新宿区西早稲田一丁目6番1号早稲田大学社会科学総合学術院
一般社団法人アジア環境資源経済学会

	監事 澤田英司	令和3年8月20日就任
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、法令の定める最低責任限度額を限度額とする。 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、法令の定める最低責任限度額を限度額とする。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	令和4年8月19日京都市左京区吉田河原町14番地から主たる事務所移転 令和5年1月11日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局新宿出張所管轄)

令和5年1月23日

東京法務局中野出張所

登記官

菊地原正彦

